

様式第1号の2（第4条関係）

かいごの学校 学則（事業概要） 同行援護従業者

1 開講目的

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助に関する知識及び技能を有する同行援護従業者の養成を図ることを目的とし、同行援護養成研修を実施します。

2 事業者の名称及び所在地

本研修は、次の事業者（以下当社という）が実施する。

【名 称】株式会社シースマイル

【代表者】代表取締役 富樫 大

【事業者の名称】かいごの学校 大館ケアワーカースクール

【事業所の所在地】〒017-0886 秋田県大館市字館下 12-2

【研修事業担当者】富樫 大

3 研修課程及び講義の形式

同行援護従業者養成研修事業一般課程

同行援護従業者養成研修事業応用課程

4 研修の名称

名称は次のとおりとする。

株式会社シースマイル かいごの学校 大館ケアワーカースクール

募集に際しては、「かいごの学校 大館ケアワーカースクール 同行援護従業者養成研修事業一般課程」、

「かいごの学校 大館ケアワーカースクール 同行援護従業者養成研修事業応用課程」を使用する。

5 実施場所

・講義 かいごの学校 大館ケアワーカースクール

・演習 介護の学校 大館ケアワーカースクール

6 研修期間

一般課程 令和3年9月1日(水)～令和2年9月22日(水)

応用課程 令和3年9月29日(水)～令和3年10月6日(水)

7 研修カリキュラム

一般課程

| 指定規則に定める科目及び時間数 | 本施設時間数 |
|------------------------|---------|
| 1 講義 | |
| (1) 視覚障害者(児)福祉サービス (1) | 時間 1 |

| | |
|------------------------|----|
| (2) 同行援護の制度と従業者の業務 (2) | 2 |
| (3) 障害・疾病の理解① (2) | 2 |
| (4) 障害者(児)の心理① (1) | 1 |
| (5) 情報支援と情報提供 (2) | 2 |
| (6) 代筆・代読の基礎知識 (2) | 2 |
| (7) 同行援護の基礎知識 (2) | 2 |
| 2 演習 | |
| (1) 基本技能 (4) | 4 |
| (2) 応用技能 (4) | 4 |
| 合 計 | 20 |

応用課程

| 指定規則に定める科目及び時間数 | 本施設時間数 |
|--------------------|---------|
| 1 講義 | |
| (1) 障害・疾病の理解② (1) | 時間 1 |
| (2) 障害者(児)の心理② (1) | 1 |
| 2 演習 | |
| (1) 場面別基本技能 (3) | 3 |
| (2) 場面別応用技能 (3) | 3 |
| (3) 交通機関の利用 (4) | 4 |
| 合 計 | 12 |

8 使用テキスト

日本医療企画 同行援護ハンドブック第3版

編著者 松井 奈美

発行者 林 誠

発行所 株式会社日本医療企画

〒101-0033

東京都千代田区神田岩本町 4-14 神田平成ビル

9 講師氏名

田村美由紀

10 研修修了の認定方法

全科目を履修した者に対して修了の認定を行い、修了の認定を行った者に対して、修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付するものとする。

11 研修欠席者の取扱い

面接授業を欠席した場合は、有料にて補講を受講し修了する。

1.2 補講の取扱い

有料にて補講を受講する場合は、1時間3,000円（税別）とする。

1.3 受講の取消し

受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした退学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

また、受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。

- 一 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
 - 二 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行をさまたげる者。
 - 三 他の受講者の学習を著しく妨げる者。他者に金品を要求するなど著しく秩序を乱した者。
 - 四 自力で演習内容を行うことができない者。
 - 五 故意に施設、設備を毀損したとき。
 - 六 受講相談・申込時の他、受講中においても、受講適否に関する当社の必要な照会に対して虚偽回答や回答を拒否したとき。
 - 七 受講証を他人に貸与し、貸与を受けた者が本研修を受講したとき。
 - 八 感染症にかかっている者。（感染症の疑いある場合は診断書の提出等により非感染が明らかになるまで、受講を中断していただきます）
 - 九 決められた学習期間内に全ての科目を修了できなかったとき。
 - 十 本規定に定める診断書の提出に応じなかったときの他、その他処分を適当とする行為があり、当社がそれを決定したとき。
- 2 受講を取り消されるに至ったものは、それまでに受講した科目的履修のすべてを取り消す。
 - 3 上記理由により除籍となった場合の受講料は、第21条で定めたとおりとする。また、感染症等の疾病を有するなど身体状況等と照らし、受講状況に耐え得ることが難しいと当社が判断した場合はその判断のために診断書の提出を求める場合がある。

1.4 修了証明書の交付

面接授業の全てに出席し、実技の評価を受け、習得度認定試験において8割以上の得点を取り、合格した者。

1.5 募集時期および開講時期

年 1回（9月（募集時期3か月間））

1.6 受講資格及び受講定員

受講対象者は、原則として、同行援護従業者として従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。入所定員は、1学級の定員を12名とする。

1.7 受講手続き

入所手続きは、本施設が定める受講申込書に、履歴書、誓約書、本人であることを証明できる書類（免許証の写し等）及び介護に関する研修（訪問介護員1級及び2級、介護職員初任者研修並びに介護職員基礎研修に限る。）を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。

1 8 研修参加費用（内訳、テキスト代）

一般課程 42,000 円(テキスト代込)

応用課程 32,000 円(テキスト代込)

1 9 修了者の管理

次に掲げる修了者に関する台帳は永久保存とする。

(1)受講者の研修への出席状況

(2)成績等に関する書類

(3)受講者及び修了者に関する台帳等の書類

(4)その他実習した研修に関する書類

2 0 研修事業担当部署（問い合わせ先）

研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：かいごの学校 大館ケアワーカースクール

電話 0186-43-6551 9:00～18:00 対応時間 営業日の 9:00～18:00

苦情受付担当者：川口未沙希 担当者不在時は他の従業者が対応する。

苦情解決責任者：富樫 大